

虐待が明らかな場合や疑われる場合への対応

当院では虐待¹⁾例に関して次のような対応をとらせていただきます。
当院を受診された患者さん（保護者・養護者、施設従事者付添）で、虐待（家庭内暴力DV²⁾：児童、夫婦も含む）が明らかな場合や疑われる場合には警察への通報または公共相談窓口への相談を行います。DVについては本人の了承が必要なため意思確認書への同意が必要となりますが、生命に危険が及ぶと判断した場合や児童の場合には同意が得られずとも通報します。
当院の委員会で作成・承認されたマニュアルに沿って対応をさせていただきます。

注1) 虐待とは自分の保護下にある者に対し、暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をする等の行為を行うこと。

注2) DVにおいては、当事者へ相談窓口についての情報提供を行う義務がある。

長崎労災病院倫理委員会 委員長
長崎労災病院 病院長